



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

「ボランティア活動保険」の事故発生時のお手続き

もしも事故が起ったら？

ボランティア活動中やその往復途上の安全には十分注意を払っていても、突然の事故はいつ・どこで起こるか分かりません。

平成28年度ボランティア活動保険の事故は年間で約2,200件余り発生しています。これは一日あたりにすると約6件の事故が毎日どこかで発生していることとなります。そこで、万一事故が起ってしまったら、どのような手続きが必要なのか？また、どのようなことに注意すればよいのか？についてお知らせします。みんなで事故防止に心がけて、安全に楽しくボランティア活動に取り組みましょう。

事故のご連絡から保険金お支払いまでの流れ

- ①加入申込み手続きを行った社会福祉協議会へ事故のご連絡
応急措置などの必要な初期対応を行い、すみやかに社会福祉協議会へ事故の連絡をしてください。
- ②社会福祉協議会から損保ジャパン日本興亜へ事故報告
社会福祉協議会より損保ジャパン日本興亜の保険金サービス課へ事故報告いたします。
- ③損保ジャパン日本興亜より保険金請求手続きをご案内
保険会社の担当者が事故状況などを確認させていただき、保険金請求手続きをご案内いたします。
- ④損保ジャパン日本興亜へ保険金請求書類をご提出
保険金請求に必要な書類をお送りしますので、ご記入のうえご提出ください。
- ⑤保険金のお支払い
ご提出いただいた保険金請求書類を確認のうえ、保険金をお支払いします。

事故の際にご連絡をいただく項目

1. ご加入者(被保険者)の氏名、住所、電話番号
2. 事故発生の日時、場所
3. 事故の原因、状況
4. ケガの程度、病院名、電話番号(傷害事故の場合)
5. 相手方の氏名、住所、電話番号、ケガまたは損害の程度(賠償事故の場合)

ご注意ください!

1. 事故発生日から30日以内に保険会社へ事故報告をいただかないと、保険金をお支払いできなかったり、削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
2. 賠償事故の場合は、示談に際して予め保険会社の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできなかったり、削減してお支払いする場合があります。
3. グループの会則に則り企画・立案されたボランティア活動、もしくは社会福祉協議会に届け出た活動であるかを、必要に応じて確認させていただく場合があります。
4. 保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>